「株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「総会」と、同条第二項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四百二十三条第三項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十七条第一項前段及び第三十八条の二第二項」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「取締役又は執行役」とあるのは「理事」と、同条第三項ただし書中「役員等賠償責任保険契約」とあるのは「役員賠償責任保険契約」と」を、「第八百四十七条第一項」の下に「（株主による責任追及等の訴え）」を加え、「同法第八百四十七条の四第二項中」を「同条第五項ただし書中「同項ただし書」とあるのは「第一項ただし書」と、同法第八百四十七条の四第一項（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項」とあるのは「又は第五項」と、同条第二項中」に改め、「同法第八百四十八条」の下に「（訴えの管轄）」を加え、「第八百四十九条第三項中」を「第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）に係る」とあるのは「に係る」と、同条第三項中」に改め、「理事」と」の下に「、「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」と、「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）と」を、「同法第八百四十七条の二第三項」と」の下に「、同法第八百五十三条第一項（再審の訴え）中「株式会社等」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。以下この項において同じ。）」と、「次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者」とあるのは「組合員又は組合は、役員の責任を追及する訴え」と」を加える。

第四十八条第二項中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を加え、「第三項第二号及び第三号並びに」を「第三項各号及び」に改め、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二各号」を加え、「第八百五十三条第一項第二号及び第三号」を「第八百五十三条第一項各号」に改め、「、第八百四十八条及び第八百四十九条第三項」を削り、「「株式会社等」を「、これらの規定（同法第八百四十八条、第八百四十九条第三項、第八百四十九条の二及び第八百五十三条第一項を除く。）中「株式会社等」に、「、第三十八条の四」を「、第三十八条の二第四項第三号中「理事又は監事」とあるのは「清算人」と、第三十八条の四」に改め、「監事」と」の下に「、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と」を加え、「第三百八十九条第四項中」を「第三百八十九条第三項中「前項の監査役は、取締役」とあるのは「監事は、清算人」と、同条第四項中「第二項の監査役」とあるのは「監事」と」に改め、「清算人」と」の下に「、同項第二号中「電磁的記録を」とあるのは「電磁的記録（船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）を」と、同条第五項中「第二項の監査役」とあるのは「監事」と、「子会社に」とあるのは「子会社（同法第三十一条第五号に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）に」と」を、「第八百四十七条第一項」の下に「（株主による責任追及等の訴え）」を加え、「同法第八百四十七条の四第二項中」を「同条第五項ただし書中「同項ただし書」とあるのは「第一項ただし書」と、同法第八百四十七条の四第一項（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項」とあるのは「又は第五項」と、同条第二項中」に改め、「同法第八百四十八条」の下に「（訴えの管轄）」を加え、「第八百四十九条第三項中」を「第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）に係る」とあるのは「に係る」と、同条第三項中」に改め、「理事」と」の下に「、「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」と、「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）と」を、「第三十八条の二第三項」と」の下に「、同法第八百五十三条第一項（再審の訴え）中「株式会社等」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。以下この項において同じ。）」と、「次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者」とあるのは「組合員又は組合は、清算人の責任を追及する訴え」と」を加える。

（船主相互保険組合法の一部改正に伴う経過措置）

**第三十一条**　この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の船主相互保険組合法第三十三条第六項において読み替えて準用する会社法改正法による改正前の会社法（以下「旧会社法」という。）第三百十条第七項の請求については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の船主相互保険組合法（以下この条において「新船主相互保険組合法」という。）第四十条において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（新船主相互保険組合法第四十条において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

3　この法律の施行前に組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）と保険者との間で締結された保険契約のうち役員（同法第三十五条第一項に規定する役員をいう。以下この項において同じ。）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員を被保険者とするものについては、新船主相互保険組合法第四十条において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の三の規定は、適用しない。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

**第三十二条**　投資信託及び投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第八款　役員等の損害賠償責任（第百十五条の六―第百十六条）」を「第八款　役員等の損害賠償責任（第百十五条の六―第百十六条の三）」に改める。

第七十五条第七項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加える。

第七十七条の二第六項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二、第八百五十条第四項」を加える。

第八十四条第一項中「第二百九条から第二百十一条まで」を「第二百九条第一項から第三項まで、第二百十条、第二百十一条」に改め、同条第四項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加える。

第八十八条の十七第三項中「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同条第四項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加える。

第九十二条第四項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第九十二条に次の一項を加える。

5　会社法第三百十一条第五項の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、同条第五項第三号及び第四号中「第一項」とあるのは、「投資法人法第九十二条第一項」と読み替えるものとする。